

監査報告書

平成 29 年 5 月 29 日

社会福祉法人 城東福祉会
理事長 伊藤毅四郎 様

社会福祉法人 城東福祉会 監事 小谷純史



〃 〃 監事 岡崎正美



社会福祉法人城東福祉会定款第 32 条及び同定款施行細則第 13 条に基づき実施した平成 28 年度決算監査の結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施日時 平成 29 年 5 月 29 日 14 時
- 2 実施場所 社会福祉法人 城東福祉会
宮津市字宮村 1247 番地
- 3 監査項目 別紙のとおり
- 4 監査結果
 - (1) 理事の業務執行状況 適正である。
 - (2) 法人の財産管理状況 適正である。
 - (3) 法人及び施設の会計状況 適正である。

以 上

社会福祉法人城東福祉会平成 28 年度決算監査にかかる監査項目について

社会福祉法人城東福祉会平成 28 年度決算監査の実施にあたり、社会福祉法人城東福祉会定款施行細則第 13 条第 3 項に規定する監査項目を次のとおり定める。

平成 29 年 5 月 29 日

社会福祉法人城東福祉会 監事 小 谷 純 史 

〃 岡 崎 正 美 

社会福祉法人城東福祉会 平成 28 年度決算監査 監査項目

項 目	監 査 事 項	摘 要
I 組織運営		
1 定款・登記	<ul style="list-style-type: none">・定款準則に準拠していること。・登記事項が適正に登記されていること。	
2 役員	<ul style="list-style-type: none">・欠員が生じていないこと。	
(1) 定数・現員	<ul style="list-style-type: none">・役員を選任手続きが定款の定めに従い遅滞なく行われていること	
(2) 選任・任期	<ul style="list-style-type: none">・欠格事由を有する者が選任されていないこと。	
(3) 適格性		
3 理事	<ul style="list-style-type: none">・定数は 6 名以上であること。	
(1) 定数	<ul style="list-style-type: none">・親族等の特殊な関係のある者が定数に定める数を超えて選任されていないこと。	
(2) 適格性	<ul style="list-style-type: none">・法人にかかる施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の 3 分の 1 を超えて選任されていないこと。・社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が理事として参画していること。	

項 目	監 査 事 項	摘 要
4 監事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人が経営する社会福祉施設の長が1名以上参画していること。 ・ 監事は、理事及び職員又はこれらに類する他の職員を兼任していないこと。 ・ 監事のうち1名は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。 ・ 監事のうち1名は、社会福祉事業について知識経験を有する者又は地域の福祉関係者が加わっていること。 ・ 監事は、法人にかかる施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。 ・ 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会及び市長に報告後法人において保存されていること。 	
5 理事会 (1)開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催手続きが定款の定めに従って行われ、理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。 ・ 議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。 	
(2)記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録は正確に記録され保存されていること。 	
II 事業		
1 事業一般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款に記載された事業を行われていること。 	
2 運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令通知による設置及び運営の基準に則して、適正に経営されていること。 ・ 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。 	
III 管理		
1 人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業規則、給与規定、旅費規程が設けられていること。 	

項 目	監 査 事 項	摘 要
2 資産管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。 ・ 職員への健康診断等健康管理は適正に実施されていること。 ・ 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていること。 ・ 職員の確保及び定着化は図られているか。 	
3 会計管理 (1) 予算 (2) 会計処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産の管理運用は安全、確実な方法で行われているか。 ・ 予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。 ・ 予算が適正に執行されていること。なお、予算の執行に当たって変更を加えるときは予め理事会の同意を得ていること。 ・ 経理規定を制定していること。 ・ 会計責任者が置かれていること。 ・ 現金保管については、保管責任が明確にされていること。 ・ 会計帳票が整備され、証憑書類が明確にされていること。 ・ 未収金、未払い金等の内容に不明瞭なものがないこと。 ・ 法人と関係のない支出がされていないこと。 	
(3) 決算及び 財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算手続きは、定款の定めに従い適正に行われていること。 ・ 財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備されていること。 ・ 財産目録、貸借対照表の預金残高と残高証明書の金額が一致していること。 ・ 貸借対照表と事業活動収支計算書の次期繰越活動収支差額が一致していること。 	

項 目	監 査 事 項	摘 要
<p>(4)その他</p> <p>4 施設管理</p> <p>(1) 施設の運営 管理</p> <p>(2)防災対策</p> <p>5 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表の流動資産から流動負債(引当金を除く)を控除した金額、資金収支計算書の当期末支払資金残高と一致していること。 ・貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書において経年間の整合がとれていること。 ・公印管理規定、役員報酬規程、費用弁償規定等が整備されていること。 ・利用定員が遵守されていること。 ・配置基準に基づく必要な職員が確保されていること。 ・施設整備、維持管理が適正に行われていること。 ・非常災害対策が適正に行われていること。 ・防火管理者が適正に定められているか。 ・非常時の際の連絡、避難体制及び地域との協力体制は確保されているか。 ・避難、消火等の訓練が適正に実施されていること。 ・法人の福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。 ・福祉サービスの評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。 ・福祉サービスに関する苦情解決の仕組みが行なわれていること。 ・苦情相談窓口、苦情解決責任者、第三者委員が設置されていること。 ・個人情報の取扱いは適切に行われていること。 	

以上

監 査 報 告

城東福社会 理事会
平成 29 年 5 月 30 日

監査について、ご報告申し上げます。

私ども監事 2 名は、平成 29 年 5 月 29 日みずほ保育園におきまして、社会福祉法及び城東福社会定款に基づき、城東福社会の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの事業年度にかかる「理事の業務執行」並びに「社会福祉法人の財産」の状況について、監査を実施いたしました。

監査は、理事会の状況調査のほか、必要に応じて関係の理事、職員から説明を求めるとともに、提出された事業報告書、財務諸表すなわち「資金収支計算書」、「事業活動計算書」、「貸借対照表」及び「付属明細書」並びに「財産目録」について、審査・検討を行いました。

監査の結果につきましては、理事の業務は適正に執行されており、また、事業報告書、財務諸表は、「社会福祉法人会計基準」に従い、明瞭・適正に表示されていることを確認いたしました。

なお、不整の事項はありません。

以上 監査の報告とさせていただきます。